

草津市避難行動要支援者登録制度

災害時の避難に支援を必要とする人の登録を受け付けています。登録した情報を地域で共有することで、地域の助け合いで避難支援の体制づくりを進めていきます。
※災害時の避難支援を保障するものではありません

- 対**・1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)
- 身体障害者(身体障害者手帳1～2級)
 - 知的障害者(療育手帳A1～A2)
 - 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)
 - 難病患者(小児慢性特定疾病及び特定医療費(指定難病)受給者)
 - 介護保険における要介護1以上の認定を受けている人
- ※その他、災害時に避難支援などを希望する人も、登録ができます

- 申** 健康福祉政策課に直接か電子申請サービスで
- 問**【登録申請書の受付について】健康福祉政策課(2階)
☎561-2360、📠561-2482
【避難支援制度全般や防災・減災対策について】危機管理課(1階)
☎561-2325、📠561-6852

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(4期)
納期限(口座振替日)9月30日(水)

- コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- 口座振替(自動払込)が便利で確実です！
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、📠561-2479

長寿祝金

社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、9月の敬老月間に、地域の民生委員・児童委員などを通じて、長寿祝金を渡しています。

対象者	金額
満88歳(昭和12年9月17日～昭和13年9月16日生)	10,000円
満99歳(大正15年9月17日～昭和2年9月16日生)	
満100歳以上(大正15年9月16日以前生)	
男女最高齢者	30,000円

- 対** 9月15日(火)時点で、市内に3カ月以上在住の対象者
- 問** 長寿いきがい課(1階) ☎561-2362、📠561-2480

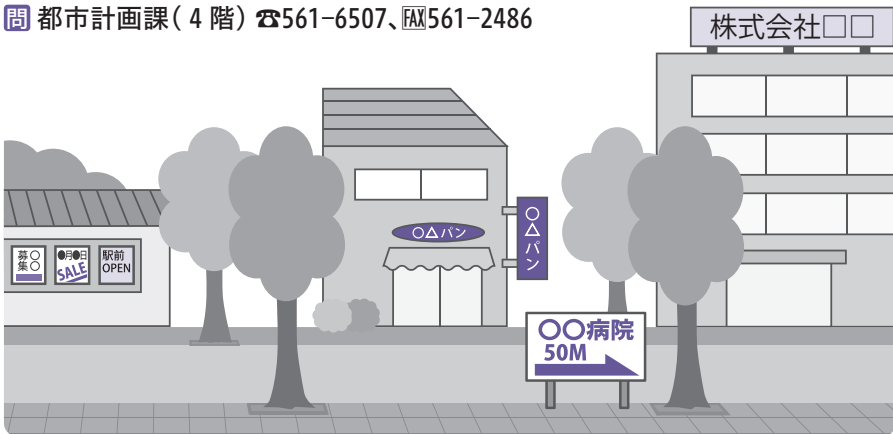
マイナンバーカードの申請をサポートします

- 市役所まで来ることが困難な人などの自宅を職員が訪問し、マイナンバーカードの申請をサポートします。詳しくは、担当課にお問い合わせください。
- 🕒 平日10:00～16:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 対** 市内在住でマイナンバーカード未申請の人、カードの更新を迎える人
※来庁が困難であるなど、一定の要件があります
- 問** 市民課(1階)
☎561-2344、📠561-2492

知っていますか？屋外広告物のルール

屋外広告物は、まちに賑わいを与えるとともに、景観を損ねる可能性があります。市では「草津市屋外広告物条例」を定めています。ルールを守り、良好な景観を作りましょう。

- 問** 都市計画課(4階) ☎561-6507、📠561-2486



歩きたばこはやめましょう

道路や公園など、屋外の公共の場所での歩きたばこ(加熱式や電子たばこ含む)は、他人に迷惑がかかります。思いやりで誰もが安心なまちにしましょう。

- 問** 生活安心課(1階)
☎561-2340、📠561-2479



住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅
減額の範囲	床面積※1120㎡分を限度として税額の2分の1を減額	床面積※1100㎡分を限度として税額の3分の1を減額	床面積※1120㎡以内について税額の3分の1を減額
要件	・工事費が50万円を超える工事 ・耐震改修促進法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	・自己負担工事費が50万円を超える工事 ・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下 ・65歳以上の人や、要支援・要介護認定を受けている人などが居住していること	・自己負担工事費が60万円※2を超える工事 ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

※1 床面積は、住居として用いられている部分(居住部分)が対象、併用住宅の店舗部分や事務所部分などを除く

※2 断熱改修費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事にかかる費用と合わせて60万円を超える場合も含む

- 問** 税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、📠561-2479

草津市 固定資産税 改修工事

検索



ごみ

ごみの予約方法がLINEに変わります

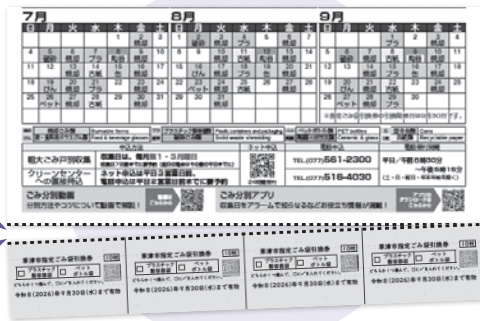
クリーンセンターへのごみの持込予約と粗大ごみの収集予約の方法が、インターネットから、市LINE公式アカウントでの受付に変わります。円滑な予約のため、事前に市LINE公式アカウントの登録をお願いします。

- 🕒 9月1日(火)～ **対** 市内在住の人
※電話での予約受付は今までどおり可能です



ごみカレンダーとごみ袋引換券が一体化しました

今年度からごみカレンダーとごみ袋引換券(プラスチック製容器袋・ペットボトル袋)が一体化しました。ごみ袋引換券はごみカレンダーから切り取って使用してください。使用のルールは変更ありません。ごみの分別の協力をお願いします。



- 問** 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター1階)
☎562-6361、📠566-1694

「社会生活基本調査」が実施されます

総務省統計局(滋賀県)が行う調査では、1日のうちのどのくらいの時間を仕事や家事、地域での活動などに費やしているかなどを調査し、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料として活用されます。9月上旬から調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、趣旨をご理解の上、ご回答をお願いします。

- 問**・滋賀県総合企画部統計課(大津市)
☎528-3399、📠528-4835
・企画調整課(7階)
☎561-2320、📠561-2489

